

令和 7 年度

財政援助団体等監査報告書

狭山市監査委員

目 次

< 入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理 >

1	監査の目的	P 1
2	監査の対象	P 1
	(1) 公の施設	P 1
	(2) 指定管理者	P 1
	(3) 所管課	P 1
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 1
	(1) 監査の実施日	P 1
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 1
	(3) 監査の範囲及び方法	P 1
4	監査の結果	P 2
	(1) 施設の概要	P 2
	(2) 保育時間	P 2
	(3) 入室定員	P 2
	(4) 指定管理者が行う主な業務内容	P 2
	(5) 指定管理者の収支	P 3
	(6) 総評	P 4

< 商工祭補助金 >

1	監査の目的	P 6
2	監査対象者の概要等	P 6
	(1) 対象者の概要	P 6
	(2) 補助金交付の目的	P 6
	(3) 組織	P 6
3	監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等	P 6
	(1) 監査の実施日	P 6
	(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所	P 6
	(3) 監査の範囲及び方法	P 7
4	監査の結果	P 7
	(1) 補助金の充当先及び事業の概要	P 7
	(2) 収支決算書	P 7
	(3) 総評	P 8

入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市が公の施設の管理を行わせている団体に対して、指定管理に係る出納及び管理運営が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査の対象

(1) 公の施設

狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室

(2) 指定管理者

株式会社明日葉

(3) 所管課

青少年課

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和7年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室、狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室

(3) 監査の範囲及び方法

令和6年度の狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室指定管理について、基本協定書等に基づく施設の管理及び収支の会計経理等に主眼を置き、事務の執行の適法性、効率性及び妥当性の観点から検証した。

監査は、提出された監査資料に基づき書面監査を行い、管理運営を委任している狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室に赴いて現場を確認するとともに、併せて関係職員から説明を聴取する方法により実施した。

4 監査の結果

(1) 施設の概要

- ア 名 称 狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室
- イ 所 在 地 狭山市大字北入曾 9 8 0 番地（入間野小学校敷地内）
- ウ 開 設 時 期 第一：平成 1 5 年 1 月 第二：平成 2 3 年 4 月
第三：令和 5 年 4 月
- エ 建物等概要
- (ア) 構 造 第一・第二：軽量鉄骨造 第三：木造 地上 1 階
- (イ) 敷地面積 6 6 9 . 3 1 m²
- (ウ) 延床面積 3 3 1 . 1 9 m²
- (エ) 主な施設 玄関、倉庫兼事務室、保育室、静養室、図書コーナー、
トイレ（男・女）、湯沸室、廊下等
- (オ) 施設の目的 保護者の就労等により常時家庭が留守等になっている児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 保育時間

- ア 小学校の授業日の月曜日から金曜日 放課後から午後 7 時まで
- イ 小学校の休業日の月曜日から金曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時まで
- ウ 小学校の授業日の土曜日 放課後から午後 6 時まで
- エ 小学校の休業日の土曜日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時まで
- ※延長保育時間を含む
- ※休室日 日曜日、祝日、年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）

(3) 入室定員

- ア 入間野小第一学童保育室 5 0 名
- イ 入間野小第二学童保育室 5 0 名
- ウ 入間野小第三学童保育室 2 5 名

(4) 指定管理者が行う主な業務内容

- ア 児童の保育（室内、外遊び時の見守り等）
- イ 児童の登室、降室管理（出席簿や保育日誌の記入等）
- ウ おやつを提供
- エ 宿題、学習見守り
- オ 季節行事等の企画、実施
- カ 児童の怪我や病気対応

キ 保育室内及び敷地内の清掃

ク 保護者への伝達

(「がくどうだより」の発行、安心でんしょぼとでのメール等)

(5) 指定管理者の収支

【収入】

(単位 円)

項目	予算額	実績額	差引
指定管理料	28,511,000	28,511,000	0
臨時処遇改善費	1,320,000	1,320,000	0
戻入	0	△708,400	708,400
収入合計	29,831,000	29,122,600	708,400

【支出】

(単位 円)

項目	予算額	実績額	差引
人件費	20,350,000	19,569,224	780,776
常勤職員人件費	8,850,000	8,625,266	
(1)職員給与等	7,620,000	7,467,640	
(2)通勤交通費	130,000	106,555	
(3)社会保険料等	1,100,000	1,051,071	
非常勤職員人件費	11,500,000	10,943,958	
(1)職員報酬等	11,000,000	10,355,014	
(2)通勤交通費	400,000	386,409	
(3)社会保険料等	100,000	202,535	
事務費	2,350,000	2,046,204	303,796
(1)消耗品費	300,000	163,565	
(2)食料費	1,250,000	1,211,210	
(3)通信運搬費	250,000	193,180	
(4)その他	550,000	478,249	
事業費	250,000	360,286	△110,286
(1)謝礼金	130,000	154,000	
(2)材料費	120,000	206,286	
管理費	6,881,000	7,146,886	△265,886
(1)電信料	5,000	0	
(2)光熱水費	800,000	753,100	
(3)修繕費	132,000	325,050	
(4)備品購入費	190,000	0	
(5)その他委託費	600,000	807,200	
(6)本部経費	5,154,000	5,261,536	
支出合計	29,831,000	29,122,600	708,400

(6) 総評

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に創設されたものである。

施設の管理運営については、基本協定書及び年度協定書等に基づき、概ね適正に行われているものと認められた。

また、指定管理料は、協定に基づく狭山市立入間野小第一・第二・第三学童保育室の管理のために適正に執行されており、出納その他の事務処理についても、帳簿等の照合や実地調査を行った結果、概ね良好と認められた。

しかし、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 青少年課

(ア) モニタリングについて

指定管理者に対するモニタリングについて、毎月及び年度終了後に実施されていたが、四半期終了後には実施されていなかった。「狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針」によれば、原則、四半期終了後には、毎月の報告事項に加えて管理に係る経費の収支状況及び施設の管理状況等について指定管理者に報告を求め、施設管理・事業運営等が適正に履行されているか確認を行うこととされている。同指針に基づき、施設の管理業務及び経理状況等について定期的に報告を求めるとともに、適正に履行されているか確認されたい。(要望)

イ 指定管理者

(ア) 施設管理及び運営について

施設の管理運営については適正に行われており、保護者の就労等により常時家庭が留守等になっている児童の健全な育成に資するため、指定管理者の能力を生かし、創意工夫された事業を実施していることを確認した。今後も指定管理者の知識や経験を生かすとともに、適正な管理運営に努められたい。(要望)

(イ) 利用者アンケートについて

市のモニタリングにおいて、保護者へのアンケートが実施されていないとの評価となっていたが、市が実施したアンケートの内容とほぼ同一の内容であったため、保護者の負担を考慮し、市の了承を得たうえで実施しなかった

ものであるとのことであった。アンケート調査は、指定管理者が提供するサービスの本質的な効果・達成度を計るために実施するものであるため、その内容及び実施方法等については、合理的及び適切な方法により市と連携・協議しつつ、指定管理業務仕様書に基づいたアンケートを実施するとともに、適正な施設運営とサービスの向上に繋がりたい。（要望）

商工祭補助金

1 監査の目的

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の申請手続及び収支の会計経理が適正に行われているかについて、狭山市監査基準に準拠して監査を実施した。

2 監査対象者の概要等

(1) 対象者の概要

ア 狭山市商工祭実行委員会

狭山市商工祭実行委員会は、市民の生活や娯楽、交流の中心として街の活力と個性を代表する当市の商工業を更にアピールすることで市民とのコミュニケーションを深め、商工業の新たな魅力と賑わいを創出することを目的に、平成30年4月1日に設置された。

イ 所管課

商業観光課

(2) 補助金交付の目的

狭山市商工祭実行委員会が行う事業の実施に要する経費に対して補助金を交付することにより、商工業の発展に資することを目的とする。

(3) 組織

狭山市商工祭実行委員会は事務所を狭山市入間川3丁目2番8号狭山商工会議所内に置き、令和7年3月末日現在の役員は、4名（会長1名、副会長1名、会計1名、監事1名）である。

3 監査の実施日、監査を実施した監査委員及び監査の範囲等

(1) 監査の実施日

令和7年11月21日

(2) 監査を実施した監査委員及び監査の場所

ア 監査を実施した監査委員

監査委員 山下 真茂留

監査委員 加賀谷 勉

イ 監査の場所

監査委員室

(3) 監査の範囲及び方法

補助金の交付目的が十分達成されているか並びに交付申請の受付及び収支の会計経理が適正に行われているかを主眼として、令和6年度の補助金に係る出納その他の事務の執行について、帳簿等の証拠書類を監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

4 監査の結果

(1) 補助金の充当先及び事業の概要

ア 充当先

補助金の充当先は、狭山市商工祭の運営費である。

イ 令和6年度に実施した「第44回狭山市商工祭」の概要

(ア) 開催日時

令和6年10月20日（日）午前9時30分から午後3時まで

(イ) 開催場所

狭山市駅西口市民広場・芝生広場

（物販エリア、工業エリア、飲食エリア、チャリティー包丁研ぎエリア、新車ショーエリア）

(ウ) 来場者数

約6,000人

(エ) 出店者数及び小間数

出店者数38（商業者31、工業者3、その他4）

小間数43（商業者35、工業者3、その他5）

(オ) その他イベント等

テーブルマジックショー、国産牛肉の無料試食、煎茶・煎餅無料配布

(2) 収支決算書

収入の部

(単位 円)

科目	当初予算額	決算額	差引残額	内訳
1. 補助金	2,720,000	2,720,000	0	
1. 狭山市補助金	—	2,620,000	—	
2. その他補助金	—	100,000	—	埼玉県都市ボートレース企業団補助金

2.負担金	200,000	200,000	0	狭山商工会議所負担金
3.出店料	296,000	307,600	11,600	出店小間料(3小間×6,000円)及び対属品代
4.協賛金	100,000	100,000	0	埼玉県自動車整備振興会狭山支部
5.看板代	20,000	0	△20,000	看板代(1枚5,000円)
6.繰越金	263,978	263,978	0	
7.諸収入	22	22	0	預金利息
収入合計	3,600,000	3,591,600	△8,400	

支出の部

(単位 円)

科目	当初予算額	決算額	差引残額	内 訳
1.報償費	200,000	222,000	22,000	パフォーマンス謝礼・実施補助
2.委託費	20,000	0	△20,000	会場警備委託 看板製作委託
3.広告宣伝費	210,000	193,050	△16,950	
1.ポスター	—	182,050	—	ポスターA2版200部 A3版2折2,000部
2.チラシ	—	11,000	—	A4版チラシ(モノクロ)500枚
4.需用費	20,000	0	△20,000	消耗品費、その他
5.役務費	43,000	30,550	△12,450	
1.イベント保険	—	30,000	—	
2.振込手数料	—	550	—	
6.使用料及び賃借料	7,000	1,500	△5,500	電気使用料
7.会場設営費	3,020,000	2,471,612	△548,388	
1.会場設営費	—	1,974,412	—	
2.電気工事料	—	497,200	—	
8.予備費	80,000	0	△80,000	
支出合計	3,600,000	2,918,712	△681,288	

収入合計 3,591,600円

支出合計 2,918,712円

差引残高 672,888円

(3) 総評

交付された補助金は、補助目的に沿って適正に執行され、その効果を上げているものと認められた。

また、経理状況についても、概ね良好に処理されていた。

しかし、一部には改善又は検討を要する事項が見受けられたので、適切な対応をされたい。

ア 商業観光課

(ア) 補助金の効果及び成果の確認について

「狭山市商工業振興対策事業補助金交付要綱」によると、本補助金は、商工業振興活動の推進を図るため、商工業振興対策事業を実施する商工業団体に対して補助金を交付することにより、商工業の発展に資することを目的としており、監査の過程で補助対象団体が目的に沿った事業を実施していることを確認した。しかし、補助対象団体が提出した交付申請書及び実績報告書は、補助対象事業の効果及び成果の記載が不十分であると思われる。補助金の交付決定や補助金額の確定を行う際には、補助事業等の目的及び内容が適正であるか、補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容等に適合するものかどうかを調査する必要があることから、補助対象団体に対し詳細な記載を求めるとともに、これらの内容を十分に確認されたい。（要望）

イ 商工祭実行委員会

(ア) 補助事業に係る書類の整備について

本補助金に係る経費の収支について、金銭出納簿は作成せず、通帳の記録及び領収書等で管理されているとのことであった。「狭山市商工業振興対策事業補助金交付要綱」によると、補助事業に係る収入、支出等についての証拠書類を整備して、定められた期間保管しなければならないとされている。同要綱に基づき、収支の明細を記録する等、より適正に管理されたい。（要望）